

令和5年12月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊橋市長 浅井 由崇

市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊橋東北部 別紙参照
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月13日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- ・ エリア北部の丘陵地（石巻地区）はカキ、ブドウ、ナシなどの樹園地
- ・ 次郎柿は日本一の産地
- ・ エリア西部の平坦地（下条・賀茂地区）は水田地帯
- ・ 果樹と水稻が中心
- ・ 次郎柿は日本一の産地・水田はオペレーターへの集積が進んでいる
- ・ 畜産（豚）、施設園芸（イチゴ）もあり
- ・ 農業では生活が出来ないため、子供へ積極的に農業を継がせられない
- ・ 賀茂地区（水田地帯）の農業水利施設の老朽化が顕著
- ・ 水田や水路が洪水の排水機能も担っている
- ・ リスク分散として管理しやすい規模単位で農地も分散させている場合もある

【課題】

- ・ 遊休農地や耕作状況の現状把握
- ・ 後継者不足
- ・ 担い手が少ない
- ・ 耕作者・所有者の高齢化
- ・ 山間部に近いエリアに鳥獣被害がある
- ・ 河川敷の農地の活用が出来ていない
- ・ 水害、高温障害など自然災害への対策（特に水害はR5/6豪雨で被災）
- ・ 農地が不良債権化している
- ・ 農地を十分に活用し所得を生む場になっていない
- ・ 非農家への農地相続が加速化しており、負担（金、労力）を理解していない人が増えている
- ・ 果樹園を集約する場合、既存の管理方法によって集約後の管理作業に支障が生じる
- ・ 水利の維持管理が困難
- ・ 貸し手が安心して貸出できない（受け手を知らない、管理が不安など）
- ・ 農地中間管理機構が他県と違い売買をしていない
- ・ 拡大したいが1筆面積が小さく、拡大がしづらい

- ・地権者不明地から雑木が道に出て塞いでしまうが、地権者不明で刈ることもできない
- ・未相続農地が今後増えていく可能性があるが、把握できていない
- ・耕作が難しい農地の非農地化
- ・定年延長で定年後に農業に携わる方が減っている
- ・果樹は耕作できなくなると、害虫などの周囲への悪影響を考慮して伐採してしまう
- ・果樹の植わったまま放置された畑も多く、周辺農地に悪影響を与えている
- ・果樹園は水稻と比べ大規模面積ではなく、集積協力金を活用しづらく貸し手へのメリットを創出しにくい
- ・果樹園の集約は木の状態の良し悪しが畑によって異なるため、簡単に入れ替えが難しい
- ・果樹園を集約するためにはある程度高めの賃料を払わなければならない。そのため、大規模農家や新規就農者には負担が大きく、集積するメリットよりデメリットが大きい可能性がある。
- ・借り手、貸し手の間の農地価格（価値）の乖離が大きい
- ・担い手（特に新規就農者）にとって安価な賃料、買値でない集積・集約が難しい

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田、樹園地（カキ、ブドウ、ナシ）、施設園芸（イチゴ）、畜産（豚）等を引き続き営農する
- ・インバウンド需要に対応できる農業地域の存続
- ・新規就農希望者に選択される農業地域の形成
- ・日本一の次郎柿産地の維持
- ・若い耕作者を増やす
- ・耕作者、所有者両方にメリットのある形での集積・集約

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,690 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,690 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・認定農業者、中心経営体などの大規模農家や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める
- ・集積・集約化をし作業の効率化を図る
- ・果樹の集約時に新たな品種、栽培方法の導入を行う
- ・主要果樹農家はメインの1haエリアを1つは持つように集約

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・上記の集積・集約を農地中間管理機構を活用して実施
- ・農地中間管理機構を活用して集約時の管理を省力化する

<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、農用地の大区画化（畔の撤去なども含む）・汎用化等のための基盤整備を必要に応じて実施</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耕作者が足りない場合は、新規就農者や外部からの経営体（法人含む）の受入れを検討 ・ 特に新規就農者に対しては、地域の農家がサポート、情報発信などをし積極的に受入れる ・ 市やJA等と連携し相談から定着まで切れ目ないサポートに取り組む ・ 地域で耕作したい人達をまとめ、集団で作業を進め、地産地消を行う ・ 高齢農家の生産基盤を居抜きで活用できる仕組みを構築
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて農作業委託を活用 ・ 農作業支援ロボットなどのリース事業の活用

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①集約するエリアは獣害のない又は対策をしているエリアとする
- ⑦果樹地で発生する剪定枝を炭化し土壌改良剤として有効活用し、カーボンクレジットで所得向上を図る